

奈良県訓令第十三号

各部課室

各出先機関

奈良県職員安全衛生管理規程（昭和六十二年十二月奈良県訓令第三号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第六条第一項中「四名」を「三名」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十三条第二項中「十六人」を「十四人」に改める。